

意見書(案)

保育士の処遇改善を求める意見書

国においては、「子育て安心プラン」の中で平成34年度末までに整備することとしていた32万人分の保育の受け皿について、平成29年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」により、平成32年度末までに前倒しすることとしている。

本県においては、保育所等の利用児童数が増加しており、特に保育士をより多く配置する必要がある3歳未満児の利用割合が増加傾向にあるなど、保育需要がますます高まっていることから、より一層の保育士の確保が喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、保育士の確保に向けて、平成25年度以降賃金面で約10%の処遇改善を行っており、さらに、平成29年度から技能・経験に応じ月額最大4万円の処遇改善を行っている。また、本県においては、保育士養成校の在学生に対する修学資金の貸与や保育士の住居借上げ費用に係る保育事業者負担分の一部補助など、保育士の確保に向けて様々な取り組みを行っているところである。

しかしながら、全国における保育士の平均賃金は、全職種の平均賃金と比べて低く、本県においても同様の傾向にある。このことが、他職種への人材流出など、保育士の確保を困難とする一因となっており、保育士の賃金水準の更なる改善が必要である。

よって、国においては、保育所等の保育士の確保のため、保育士の更なる処遇改善に向けた公定価格の基本分単価の引上げ及び処遇改善等加算の拡充について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 あて
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
(少子化対策)

山形県議会議長 志田英紀

以上、発議する。

平成30年3月15日

提出者 山形県議会子ども・若者支援対策特別委員長
青木彰榮

意見書(案)

災害対策に係る財政支援を求める意見書

近年、平成29年7月九州北部豪雨をはじめとする記録的な集中豪雨や局地的大雨による災害が頻発しているほか、平成28年熊本地震等の大規模な地震が発生するなど、国民の安全・安心を脅かす事態が生じている。平成25年7月及び26年7月には、本県南部を中心に豪雨に見舞われ、河川の氾濫による家屋の流失や浸水、農地や道路の冠水など、甚大な被害が発生した。

こうした中、国においては、国土強靱化基本計画に基づき、強靱な国づくりを計画的に進めている。本県においても、平成28年3月に「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」を策定し、今後想定される大規模自然災害から県民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、強靱な県土づくりに取り組んでいるところである。

しかしながら、治水対策や公立学校施設の耐震化などの災害対策の推進に必要な財源の確保が課題となっている。また、災害から国民の生命を守るために市町村による迅速かつ適切な避難勧告等の発令が求められる中、災害救助法の適用に至らない場合に生じる費用負担が、その発令を躊躇する一因になっている。そのため、これら災害対策に対する国の安定的かつ継続的な財政支援が不可欠である。

よって、国においては、激甚化・頻発化する災害から国民の生命及び財産を守るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地方公共団体管理の中小河川の治水対策の推進に対する財政支援を拡充すること。また、水害の際の迅速かつ効率的・効果的な防災行動に有効な水害対応タイムラインの策定など、「大規模氾濫減災協議会」において位置付けられた取組みに対し、重点的に財政支援を行うこと。
- 2 市町村が躊躇することなく、迅速かつ適切に避難勧告等を発令できるよう、発令に伴い市町村が負担する費用について、災害救助法の適用に至らない場合においても財政支援措置を講じること。
- 3 児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所としての役割も担う公立学校施設について、耐震化の早期完了に向け、耐震化事業に係る国庫補助について必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 াতে
文部科学大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣(防災)

山形県議会議長 志 田 英 紀

以上、発議する。

平成30年 3 月15日

提 出 者 山形県議会県土強靱化・危機管理対策特別委員長
柴 田 正 人

意見書(案)

中小企業の持続的な成長・発展に向けた支援の充実を求める意見書

我が国の景気は緩やかに回復しているが、好調な企業収益を投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善につなげ、全国に経済の好循環を波及させるためには、地域経済と雇用を支える中小企業の活性化が必要不可欠である。

しかしながら、少子高齢化を伴う人口減少が進展する中、中小企業数は年々減少しており、また、資金力や人材などの面において大企業と中小企業では経営資源に依然として大きな差がある。

こうした中、国は新しい経済政策パッケージの柱の一つに「生産性革命」を掲げ、生産性向上のための施策を推進することとしているが、施策の展開に当たっては、中小企業のニーズを十分に踏まえ、新たな設備投資や販路開拓など競争力を高めるための力強い支援に取り組む必要がある。また、中小企業が直面する人手不足への対応や必要とする人材の確保等について、一層の支援を図る必要がある。

よって、国においては、地方創生を更に加速させ、中小企業が将来にわたって持続的に成長・発展していけるようにするため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 生産性向上や人手不足に対応するため、IoTやロボットなどの最新技術の導入とこれらの技術を活用できる人材の育成に対する支援の充実を図ること。
- 2 新規雇用の促進や離職防止につながる労働環境の改善に向けた取組みへの支援の充実を図ること。
- 3 中小企業の稼ぐ力を向上させ、国内外における競争力の強化を図るため自社製品やサービスの販路開拓を支援する補助制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 　あて
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
産業競争力担当大臣

山形県議会議長 志田英紀

以上、発議する。

平成30年3月15日

提出者 山形県議会産業振興・雇用対策特別委員長
木村忠三